西宮市消防特命査察隊運用要綱

【沿革】H17.12.20 西消局通達第5号〔制定〕

H18. 7. 6 西消局通達第7号〔第1次改正〕

H27. 3.27 西消局通達第14号[第2次改正]

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市予防査察規程(平成26年西消局訓令第1号。以下「規程」という。)第8 条第2号及び第9条の規定に基づき、査察を適正に処理し、効果的な行政執行を行うため、西宮市消 防特命査察隊(以下「特命査察隊」という。)を設置するとともに、その運用について必要な事項を 定める。

(特命査察隊の編成)

第2条 特命査察隊は、違反対象物等を管轄する消防署の査察員(消防分署の査察員を含む。以下「署 査察員」という。)及び予防課の査察員(以下「局査察員」という。)で編成する。

なお、必要に応じて管轄区域以外(以下「管轄外」という。)の署査察員を加えて編成することができる。

- 2 隊長は、査察対象となる防火対象物を管轄する消防署の予防係長とする。
- 3 隊員は、査察員の中から事案に応じ、隊長が適任者を選定し、指定する。

(査察員の選任)

- 第3条 消防署長及び予防課長(以下「署長等」という。)は、毎年度当初に特命査察隊の指定対象となる査察員を所属職員から選任しなければならない。
- 2 署長等は、査察員を選任した場合、消防長へ選任報告(様式第1号)を行い、予防課で選任査察員 名簿(様式第2号)を作成保管し各署に写しを送付するものとする。
- 3 署長等は、人事異動等により年度途中に査察員が変更となった場合、その都度前項の報告を行うものとする。

(業務担当区域)

第4条 特命査察隊の業務担当区域は、特命査察隊を編成する消防署の管轄区域内(以下「管轄内」という。)とする。ただし、緊急事案等が発生した場合、この限りでない。

(特命査察隊の業務)

- 第5条 特命査察隊は、管轄内における次の各号に定める業務のうち、消防署長(以下「署長」という。) が早急に査察を実施する必要性を認めた事案について行うものとする。
 - (1) 火災が発生した場合、人命危険が大であると思われる防火対象物に係る違反事案の是正
 - (2) 継続した違反事案を有する防火対象物又は危険物施設の査察
 - (3) 住民又は職員等から違反通報があった場合の関係施設への査察
 - (4) その他、隊長が特命査察の必要性を認めた事案

(隊員の要請)

- 第6条 特命査察隊の隊員の派遣要請は、次の各号により実施するものとする。
 - (1) 隊長が、資格、経験等を考慮して隊員を指名し、署長に派遣要請を依頼しなければならない。
 - (2) 署長は、隊長が指名した局査察員又は管轄外の署査察員の派遣を要請する場合、特命査察隊員等派遣要請書(様式第3号)により消防長又は管轄外の署査察員が所属する消防署の署長(以下「関

係署長」という。) へ派遣要請を行うものとする。

(活動体制)

- 第7条 特命査察隊の活動は、次の各号により実施するものとする。
 - (1) 査察は、事前に処理範囲、方法等について特命査察隊で検討を行い、明確な処理方針のもと業務を遂行しなければならない。ただし、情報提供等による緊急事案にあってはこの限りでない。
 - (2) 査察は、昼間に限らず必要により夜間にも実施するものとし、特命査察隊腕章(様式第4号)を着用の上、責任のある関係者に立会いを求め実施しなければならない。
 - (3) 査察事案等の処理は、規程に従って行うこと。

(結果報告)

- 第8条 隊長は、査察結果を署長へ査察結果報告書(様式第5号)により報告するものとする。
- 2 署長は、隊長から前項の報告を受けた場合、結果を消防長及び関係署長に査察結果報告書により報告するものとする。

(緊急事案の処理)

- 第9条 消防長は、社会的影響の大きい事故又はその他の特異事案で、緊急対応が必要であると認めた場合、予防課長に特命査察隊を指揮させることができる。
- 2 予防課長が特命査察隊を指揮するときは、第2条の規定によらず、発生事案の状況、内容等から判断して隊長及び隊員を指名することができる。

(隊長の責務)

第10条 隊長は、隊員を指導、監督し適正な特命査察隊の運用に努めるとともに、査察執行時、隊員 の安全及び関係者とのトラブル等に留意し危機管理体制を確保しなければならない。

(活動支援)

第11条 予防課長は、特命査察隊が業務遂行を適正に行えるよう、支援体制を確立するとともに、関係機関との調整を図らなければならない。

(事務管理)

- 第12条 特命査察隊に関する運営管理は、予防課において行う。
- 2 署長等は、相互に協力し特命査察隊の適正な運用を図り、防火対象物等の安全の確保に努めなければならない。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令達の日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

消 防 長 殿

消防署長(予防課長)

査察員の選任(新規・更新)について(報告) このことについては、下記のとおりです。

記

所属	係	氏	名	選任年月日 (新規・更新)	年	日	係	技術員資格、取得資格及び教育課程

※ 資格等の変更が生じた場合もこれにより報告するものとする。

凡例

係 欄 日勤:日 1係:1 2係:2

年 欄 選任以前の実務経験年数 日:日勤年数 係:交勤年数

資格欄 附則認定技術員(全種:○ 危険物:⑤ 防火管理:⑪ 設備:⑫)

検定合格技術員(危険物:キ 防火管理:サ 設備:セ)

危険物取扱者乙種第四類:危乙4 消防設備士甲種第1類:設甲1

消防設備点検資格者第1種:点検1 その他資格を簡記する

教育課程 消大予防科:大予 県予防査察科:県予 県危険物科:県危

消大違反是正特別講習:大違

選任査察員名簿

年 月 日現在

所属	係	氏 名	選任年月日	年	日	技術員資格、取得資格及び教育課程
消防局						
 西 宮						
北 夙 川						
鳴尾						
浜						
瓦木						
甲東						
北						
山 口						

注意

- 1 名簿は選任ごとに更新
- 2 当該年度に選任が解かれた者の履歴も保存(選任年月日欄を空欄とする)

凡例

係 欄 日勤:日 1係:1 2係:2

年 欄 選任以前の実務経験年数 日:日勤年数 係:交勤年数

資格欄 附則認定技術員(全種:○ 危険物:⑤ 防火管理:⑪ 設備:⑫)

検定合格技術員(危険物:キ 防火管理:サ 設備:セ)

危険物取扱者乙種第四類:危乙4 消防設備士甲種第1類:設甲1

消防設備点検資格者第1種:点検1 その他資格を簡記する

教育課程 消大予防科:大予 県予防査察科:県予 県危険物科:県危

消大違反是正特別講習:大違

特命查察隊員等派遣要請書

殿

西宮市 消防署長

特命査察隊業務のため、下記のとおり隊員等の派遣を要請します。 記

		H C
派遣要請日時		
	隊員派遣	(隊員名) ·
要請内容	資器材の 提供	(必要な器材名)

特命查察隊腕章

立 入 検 査 消防 特命查察隊

寸法~9 c m×3 7 c m

材質~布製

地色~ブルー

文字~オレンジ

殿

査 察 結 果 報 告 書

特命査察隊の査察結果は、下記のとおりです。

記

查察日時		年	月	日	時	分	\sim	時	分	
	隊長名									
査 察 隊	隊員名									
计色素反答	所在地									
対象物名等	名称									
措置内容										
	선택되다				пь					
上人!呦 庄 5	・役職				・氏名					
立会人職氏名	・是正意思	显								
及び是正意思										
結果と今後										
の方針										
マノノ/ 亚										